

不燃化建替えに対する助成制度等

長崎四丁目全域（不燃化特区による助成制度等）

- 戸建建替えや老朽建築物の除却を行う個人を対象に、除却費、建築設計費・工事監理費等の一部を助成します。
- 不燃化建替えに伴う権利関係の課題や建替えのお悩みについて、区が無料で建築士や司法書士等の専門家を派遣し、相談業務を行います。（同一年度に5回まで）

補助172号線沿道30mの区域（都市防災不燃化促進事業による助成制度）

- 一定の要件を満たす耐火建築物の建築を行う個人、中小企業者、公益財団法人又は公益社団法人を対象に、建築工事費、除却費の一部を助成します。
 - その他、要件を満たす場合、仮住居の家賃に対する費用の助成、仮住居又は新築された建物への引越し費用の助成が加算されます。
- ※いずれの助成も、区による事前認定が必要です。区に事前相談のうえ、解体着工の一か月前までに申請してください。**

助成制度・専門家派遣の相談窓口…

地域まちづくり課事業調整グループ ☎03-3981-1464

固定資産税・都市計画税の減免

- 要件を満たす建替え等をした場合、最長5年間の税制優遇を受けることができます。
- ・不燃化建替えで新築した住宅にかかる固定資産税・都市計画税を最長5年間全額減免
- ・老朽建築物を除却した更地にかかる固定資産税・都市計画税を最長5年間減免

※詳細は豊島都税事務所固定資産税係まで。 ☎03-3981-1211（代表）

補助第172号線 関係権利者のみなさま

東京都では平成24年に木密地域不燃化10年プロジェクトを策定し、「燃え広がらないまち・燃えないまち」の実現に向けた事業を行っております。本地域では、東京都が整備を進める特定整備路線と豊島区の建物不燃化助成等により、相互に連携して取組を進めています。

特定整備路線の補助第172号線（長崎）については、東京都から業務委託を受けた「公益財団法人東京都道路整備保全公社」が用地

取得業務を行っており、現在、関係権利者の皆様から事業地内の建物や工作物の調査を行いながら、順次個別のお話に入らせていただいております。

また、補助第172号線事業区域内の関係権利者の皆様を対象とした相談窓口を現地に設置しています。移転先や再建に関して疑問やお困りのことがございましたら、お気軽にお立ち寄りください。

住所：豊島区南長崎 5-27-12
アーバンヒルズ東長崎 102
開設日時：毎週月曜日～土曜日
10時～18時
（祝祭日、年末年始は除く）
電話番号：03-5906-5085



長崎四丁目地区

第2号

まちづくり懇談会だより

発行：豊島区都市整備部地域まちづくり課

本年4月に発生した熊本地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

長崎四丁目地区まちづくり説明会を開催します

現在、都市計画道路補助第172号線は、震災時の「大規模な市街地火災の予防」や「安全な避難路の確保」等による地域の防災性の向上を図るため、「東京都及び公益財団法人東京都道路整備保全公社」により整備が進められています。

豊島区では、この都市計画道路整備に併せ地域の防災性を着実に向上させるため、沿道30mの区域の「防火地域指定」や「個々の不燃化建替えに対する助成」など、不燃化を促進させるための「新たなルールや制度」を導入してきました。

今後、地域の皆様のご理解のもと災害に強いまちづくりを着実に推進してまいります。長崎四丁目地区の中でも東長崎駅北口周辺や商店街地区など地域の日常生活に関する様々な機能を担う区域では、道路拡幅に併せ積極的にまちづくりを推進し、防災性のもとより地域の活性化など魅力あるまちづくりに取り組む必要があると考えています。

つきましては、今後の豊島区の実施につきましても下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

■説明会の開催のご案内■

- 日時
平成28年6月1日（水）
午後7時～8時30分
- 会場
特別養護老人ホームアトリエ村
1F 会議室（長崎4-23-1）
- 内容
 - ・これまでの経緯
 - ・長崎四丁目および東長崎駅北口のまちづくりについて
 - ・今後のスケジュール
 - ・意見交換



※事前の申込みは不要です。直接会場へお越しください。
また、駐車場がございませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



発行：豊島区都市整備部地域まちづくり課
問合せ先：03-3981-3449（直通）
編集協力：一般財団法人首都圏不燃建築公社

新たなまちづくりを進めます

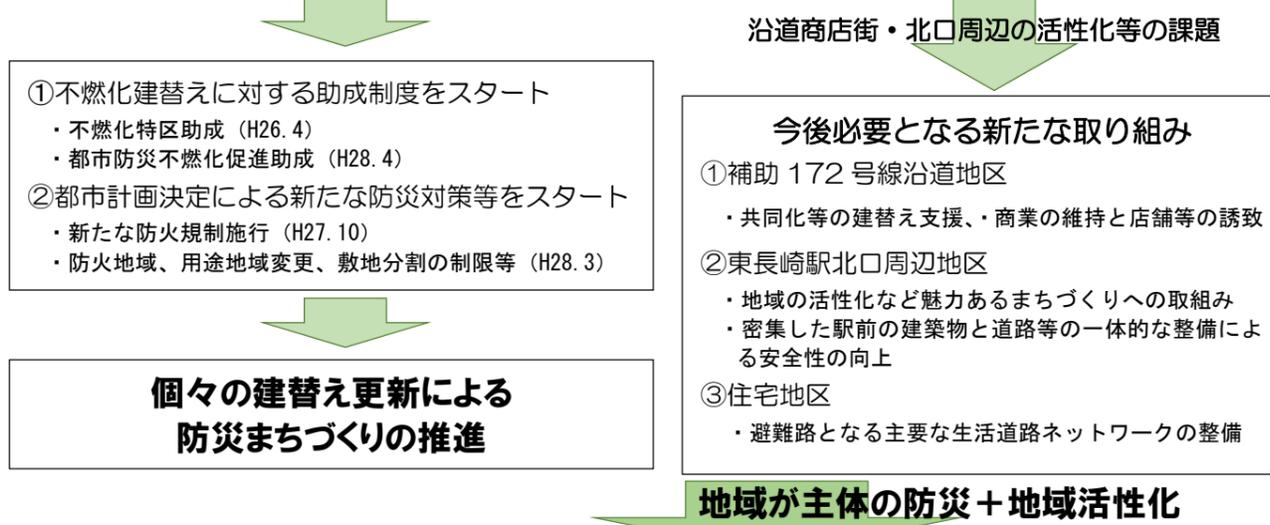
区では平成 25 年から本地区の防災まちづくりに関する取り組みをスタートし、不燃建築物への建替えに対する支援を実施すると共に都市計画による新たな防災対策等を決定し、個々の建替え更新による防災まちづくりを推進してきました。

しかし、本地区では補助 172 号線沿道の整備に伴う商店街・東長崎駅北口周辺の活性化等、個人の対応だけでは解決できない多くの課題が残っています。

これらの課題を解決し住環境の向上を図るためには、地域が主体となり、区と協働で補助 172 号線の整備と併せたより積極的なまちづくりを進める必要があります。

●防災まちづくりの経緯(抜粋)

地区全域の取り組み (豊島区)		地域単位の取り組み (町会・商店会)	
H24.1	木密地域不燃化 10 年プロジェクト(東京都)		
H25.12	地域のまちづくりに関するアンケート調査		
H26.1	アンケート調査結果の説明会		
H26.4	不燃化特区による建替え助成開始	H26.5 ~ H27.3	長崎四丁目地区及び長崎十字会懇談会 (5 回開催)
H26.12	まちづくりルール導入に関する説明会・アンケート調査		
H27.3	まちづくりルール検討案の説明会		
H27.6	まちづくり方針・地区計画素案等の説明会	H27.7 ~ H28.3	長崎四丁目地区まちづくり懇談会 (5 回開催)
H27.10	長崎四丁目(補助 172 号線沿道周辺)地区の意向調査		
H28.3	用途地域の変更及び地区計画の都市計画決定		
H28.4	都市防災不燃化促進助成(沿道 30m)開始	H28.4	長崎四丁目地区まちづくり懇談会



●課題解決に向けて(地域が主体となった組織づくりとその支援体制の整備)

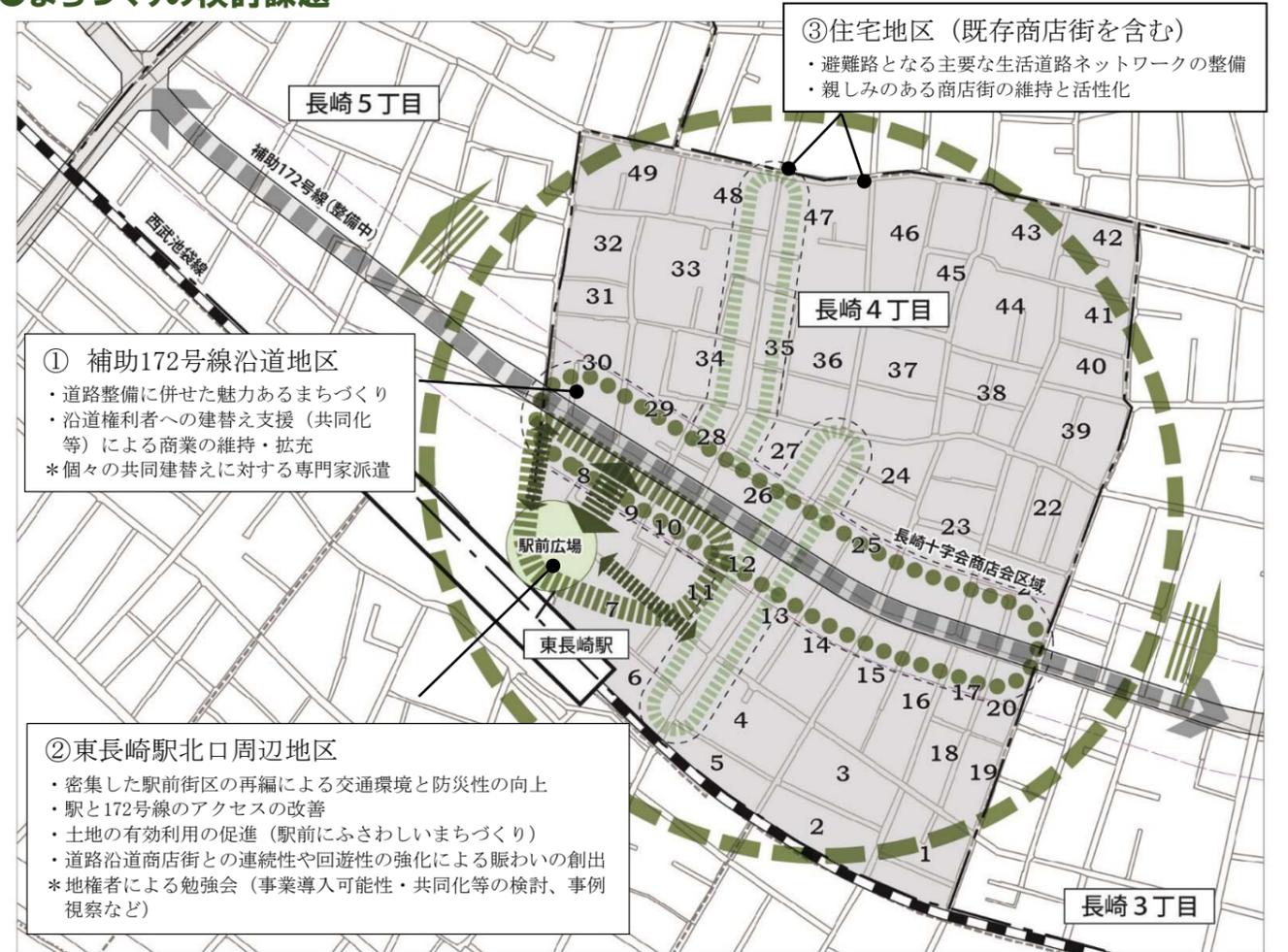
- 地元関係者が地区の将来像を検討するための「イメージプランづくり」
- 地元関係者による情報共有化のための話し合いの場づくり
- 地区将来像を実現していくための事業の検討や権利者に対する新たな支援策

●まちづくりの検討体制(長崎四丁目地区まちづくり懇談会の目的と役割)

まちづくりを進めるためには、目標となる地域の将来像を定め、目標の実現に向かって協力して建替えを行うなど、地域の皆さんが協働でまちの改善に取り組むことが不可欠です。

そのために、区は「長崎四丁目地区まちづくり懇談会」を開催し、「豊島区街づくり推進条例」に基づいて地域の皆さんのまちづくりを支援しながら地域環境の改善に向け積極的に取り組みます。

●まちづくりの検討課題



●今後のスケジュール

